重　要

技術者の資格要件等について

１．　本県においては、競争入札参加資格一覧表に記載する技術者の有資格区分を限定（全１０７種類）しています。

詳しくは、**「有資格者コード一覧表」**を参照してください。

２．　「測量業務」「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」の３業種については、「大分県土木設計業務等委託契約約款」等の規定により、照査技術者及び管理技術者（予定価格１００万円未満の「測量業務」は管理技術者のみで可）の選任を定めています。

したがって、それぞれの業務に関し、必要な有資格者が２名以上いない場合は、当該業務の委託を受けることができません。

照査・管理技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、**「照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表」**及び**「資格種類別担当業務内容一覧表」**を参照してください。

３．　本県においては、建設コンサルティング業務における技術力を重視するため、技術者要件の検討を行った結果、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」のとおり、**平成２９年度から「段階６」を適用**しています。

また、**平成３１年度から予定価格１００万円未満の業務のうち、発注者が軽微な業務と判断したものについては、「段階５」を適用できる**ものとします。

したがって、入札に参加される方々におかれては、計画的な有資格者の育成（上位資格の取得）や採用等に、より一層努力されるようお願いします。

有資格者コード一覧表（全１０７種類）

コード	資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目
A1	測量士		
A2	測量士補		
B1	１級建築士		
B2	２級建築士		
B3	構造設計１級建築士		
B4	設備設計１級建築士		
C1	建築設備資格者		
D1	建築積算資格者		
E1	技術士	総合技術監理	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る
E2	技術士	総合技術監理	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、情報通信又は電気設備とするものに限る
E3	技術士	総合技術監理	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る
E4	技術士	総合技術監理	建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る
E5	技術士	総合技術監理	建設一般及び電力土木とするものに限る
E6	技術士	総合技術監理	建設一般及び道路とするものに限る
E7	技術士	総合技術監理	建設一般及び鉄道とするものに限る
E8	技術士	総合技術監理	建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る
E9	技術士	総合技術監理	建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る
E10	技術士	総合技術監理	建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る
E11	技術士	総合技術監理	建設一般及びトンネルとするものに限る
E12	技術士	総合技術監理	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る
E13	技術士	総合技術監理	建設一般及び建設環境とするものに限る
E14	技術士	総合技術監理	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る
E15	技術士	総合技術監理	上下水道一般及び下水道とするものに限る
E16	技術士	総合技術監理	農業一般及び農業土木とするものに限る
E17	技術士	総合技術監理	森林一般及び森林土木とするものに限る
E18	技術士	総合技術監理	水産一般及び水産土木とするものに限る
E19	技術士	総合技術監理	情報工学一般とするものに限る
E20	技術士	総合技術監理	応用理学一般及び地質とするものに限る
E21	技術士	総合技術監理	衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る
E22	技術士	機械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る
E23	技術士	電気電子	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る
E24	技術士	建設	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る
E25	技術士	建設	港湾及び空港とするものに限る
E26	技術士	建設	電力土木とするものに限る
E27	技術士	建設	道路とするものに限る
E28	技術士	建設	鉄道とするものに限る
E29	技術士	建設	都市及び地方計画とするものに限る
E30	技術士	建設	土質及び基礎とするものに限る
E31	技術士	建設	鋼構造及びコンクリートとするものに限る
E32	技術士	建設	トンネルとするものに限る
E33	技術士	建設	施工計画、施工設備及び積算とするものに限る
E34	技術士	建設	建設環境とするものに限る
E35	技術士	上下水道	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る
E36	技術士	農業	農業土木とするものに限る
E37	技術士	森林	森林土木とするものに限る
E38	技術士	水産	水産土木とするものに限る
E39	技術士	情報工学	特定なし
E40	技術士	応用理学	地質とするものに限る
E41	技術士	衛生工学	廃棄物管理とするものに限る

コード	資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目
I1	RCCM	河川砂防及び海岸・海洋	
I2	RCCM	港湾及び空港	
I3	RCCM	電力土木	
I4	RCCM	道路	
I5	RCCM	鉄道	
I6	RCCM	上水道及び工業用水道	
I7	RCCM	下水道	
I8	RCCM	農業土木	
I9	RCCM	森林土木	
I10	RCCM	水産土木	
I11	RCCM	造園	
I12	RCCM	都市計画及び地方計画	
I13	RCCM	地質	
I14	RCCM	土質及び基礎	
I15	RCCM	鋼構造及びコンクリート	
I16	RCCM	トンネル	
I17	RCCM	施工計画、施工設備及び積算	
I18	RCCM	建設環境	
I19	RCCM	機械	
I20	RCCM	電気電子	
I21	RCCM	廃棄物	
K1	地質調査技士		
L1	不動産鑑定士		
L2	不動産鑑定士補		
M1	土地家屋調査士		
N1	司法書士		
O1	補償業務管理士	土地調査	
O2	補償業務管理士	土地評価	
O3	補償業務管理士	物件	
O4	補償業務管理士	機械工作物	
O5	補償業務管理士	営業補償・特殊補償	
O6	補償業務管理士	事業損失	
O7	補償業務管理士	補償関連	
O8	総合補償士		
P1	公共用地取得実務経験者		
R1	認定技術管理者（土木）	河川砂防及び海岸・海洋	
R2	認定技術管理者（土木）	港湾及び空港	
R3	認定技術管理者（土木）	電力土木	
R4	認定技術管理者（土木）	道路	
R5	認定技術管理者（土木）	鉄道	
R6	認定技術管理者（土木）	上水道及び工業用水道	
R7	認定技術管理者（土木）	下水道	
R8	認定技術管理者（土木）	農業土木	
R9	認定技術管理者（土木）	森林土木	
R10	認定技術管理者（土木）	水産土木	
R11	認定技術管理者（土木）	造園	
R12	認定技術管理者（土木）	都市計画及び地方計画	
R13	認定技術管理者（土木）	地質	
R14	認定技術管理者（土木）	土質及び基礎	
R15	認定技術管理者（土木）	鋼構造及びコンクリート	
R16	認定技術管理者（土木）	トンネル	
R17	認定技術管理者（土木）	施工計画、施工設備及び積算	
R18	認定技術管理者（土木）	建設環境	
R19	認定技術管理者（土木）	機械	
R20	認定技術管理者（土木）	電気電子	
R21	認定技術管理者（地質）	地質調査	
R22	認定技術管理者（土木）	廃棄物	
S7	実務経験者（補償）		

（注）
1．測量士及び測量士補は、測量法（昭和２４年法律第１８８号）による登録を受けている者。
2．１・２級建築士は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による免許を受けた者。
3．構造設計１級建築士又は設備設計１級建築士は、建築士法の規定に基づき構造設計１級建築士証又は設備設計１級建築士証の交付を受けた者
4．建築設備資格者は、建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和６０年建設省告示第１５２６号）による登録を受けている者。
5．建築積算資格者は、（社）日本建築積算協会の行う建築積算資格試験に合格し、登録を受けている者。
6．技術士は、技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第１・２次試験に合格し、登録を受けている者。
7．ＲＣＣＭは、（一社）建設コンサルタンツ協会の定款第４６条に基づくシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格制度施行規程第４条に規定するＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者。
8．地質調査技士は、（一社）全国地質調査業協会連合会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者。
9．不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）による登録を受けている者。
10．土地家屋調査士は、土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条第１項による登録を受けている者。
11．司法書士は、司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第８条第１項による登録を受けている者。
12．補償業務管理士は、（社）日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し、登録を受けている者。
13．公共用地取得実務経験者は、国（公社）又は地方公共団体（公社）に所属し、用地補償事務に１０年以上従事した経験を有する者。
14．認定技術管理者は、建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）及び、地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第３条第１号ロに規定する認定を受けた者
15．補償業務の実務経験者は、当該業務に関し、７年以上の実務の経験を有する者。

別　紙

照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表

業　　種	業 務 区 分	有　資　格　者
測量業務	測量一般 地図の調整 航空測量	◎測量士 ◎測量士補（照査技術者不可。段階５適用の場合は管理技術者可。）
土木コンサルタント業　　務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 その他	◎技術士 （段階６：選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階５：技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） ◎ＲＣＣＭ（専門部門別で可） ◎認定技術管理者（注５）
地質調査業務	地質調査	◎技術士 （段階６：選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階５：技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） ◎ＲＣＣＭ（専門部門が「地質」、「土質及び基礎」に限る。） ◎地質調査技士 ◎認定技術管理者（注６）

（注）１．照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
２．予定価格が１００万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
３．各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
４．予定価格１００万円未満の業務のうち、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」における「段階５」を適用できるものとする。
５．建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第３条第１号ロに規定する認定を受けた者。
６．地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第３条第１号ロに規定する認定を受けた者。

管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針

資格名称	段階４（H19～）		段階５（H25～）		段階６（H29～）※	
	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者
測量士	○	○	○	○	○	○
測量士補	×	○	×	○	×	×
技術士	部門別で○	○	部門別で○	科目別で○	科目別で○	科目別で○
技術士補	×	部門別で○	×	×	×	×
環境計量士	×	○	×	×	×	×
RCCM	部門別で○	○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○
地質調査技士	○	○	○	○	○	○
認定技術管理者	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○

※予定価格１００万円未満の業務のうち、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、「段階５」を適用できるものとする。

資　格　種　類　別　担　当　業　務　内　容　一　覧　表（段階６）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測量			土木コンサルタント																					地質調査
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査
Ａ１	測量士			●	●	●																						
Ａ２	測量士補																											
Ｅ１	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																				●		△	
Ｅ２			電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					●	△	
Ｅ３			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																				△	
Ｅ４			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る					●																			△	
Ｅ５			建設一般及び電力土木とするものに限る						●																		△	
Ｅ６			建設一般及び道路とするものに限る							●																	△	
Ｅ７			建設一般及び鉄道とするものに限る								●																△	
Ｅ８			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															●	●								△	
Ｅ９			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																		●						△	●
Ｅ１０			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			●					△	
Ｅ１１			建設一般及びトンネルとするものに限る																				●				△	
Ｅ１２			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					●			△	
Ｅ１３			建設一般及び建設環境とするものに限る																						●		△	
Ｅ１４			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●															△	
Ｅ１５			上下水道一般及び下水道とするものに限る										●														△	
Ｅ１６			農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											●													△	
Ｅ１７			森林一般及び森林土木とするものに限る												●												△	
Ｅ１８			水産一般及び水産土木とするものに限る													●											△	
Ｅ１９			情報工学一般とするものに限る																							●	△	
Ｅ２０			応用理学一般及び地質とするものに限る																	●							△	●
Ｅ２１			衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														●										△	
Ｅ２２		機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																				●		△	
Ｅ２３		電気電子部門	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					●	△	
Ｅ２４		建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																				△	
Ｅ２５			港湾及び空港とするものに限る					●																			△	
Ｅ２６			電力土木とするものに限る						●																		△	
Ｅ２７			道路とするものに限る							●																	△	
Ｅ２８			鉄道とするものに限る								●																△	
Ｅ２９			都市及び地方計画とするものに限る															●	●								△	
Ｅ３０			土質及び基礎とするものに限る																		●						△	●
Ｅ３１			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			●					△	
Ｅ３２			トンネルとするものに限る																				●				△	
Ｅ３３			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					●			△	
Ｅ３４			建設環境とするものに限る																						●		△	
Ｅ３５		上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									●	●														△	
Ｅ３６		農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											●														
Ｅ３７		森林部門	森林土木とするものに限る												●												△	
Ｅ３８		水産部門	水産土木とするものに限る													●												
Ｅ３９		情報工学部門	特定なし																							●	△	
Ｅ４０		応用理学部門	地質とするものに限る																	●							△	●
Ｅ４１		衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														●										△	
Ｉ１		ＲＣＣＭ	河川､砂防及び海岸･海洋				●																				△	
Ｉ２			港湾及び空港					●																			△	
Ｉ３			電力土木						●																		△	
Ｉ４			道路							●																	△	
Ｉ５			鉄道								●																△	
Ｉ６			上水道及び工業用水道									●															△	
Ｉ７			下水道										●														△	
Ｉ８			農業土木											●													△	
Ｉ９			森林土木												●												△	
Ｉ１０			水産土木													●											△	
Ｉ１１			造園															●									△	
Ｉ１２			都市計画及び地方計画																●								△	
Ｉ１３			地質																	●							△	●
Ｉ１４			土質及び基礎																		●						△	●
Ｉ１５			鋼構造及びコンクリート																			●					△	
Ｉ１６			トンネル																				●				△	
Ｉ１７			施工計画、施工設備及び積算																					●			△	
Ｉ１８			建設環境																						●		△	
Ｉ１９			機械																							●	△	
Ｉ２０			電気電子																							●	△	
Ｉ２１			廃棄物														●										△	
Ｋ１	地質調査技士																										△	●
R1～R22	認定技術管理者						☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）及び地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

資　格　種　類　別　担　当　業　務　内　容　一　覧　表（段階５）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測量			土木コンサルタント																						地質調査
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査
Ａ１	測量士			●	●	●																						
Ａ２	測量士補			○	○	○																						
Ｅ１	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					●		△	
Ｅ２			電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						●	△	
Ｅ３			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ４			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ５			建設一般及び電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ６			建設一般及び道路とするものに限る				○	○	○	●	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ７			建設一般及び鉄道とするものに限る				○	○	○	○	●							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ８			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○							●	●		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ９			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		●	○	○	○	○			△	●
Ｅ１０			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	●	○	○	○			△	○
Ｅ１１			建設一般及びトンネルとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	●	○	○			△	○
Ｅ１２			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	○	●	○			△	○
Ｅ１３			建設一般及び建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	○	○	●			△	○
Ｅ１４			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●	○															△	
Ｅ１５			上下水道一般及び下水道とするものに限る									○	●															△	
Ｅ１６			農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											●														△	
Ｅ１７			森林一般及び森林土木とするものに限る												●													△	
Ｅ１８			水産一般及び水産土木とするものに限る													●												△	
Ｅ１９			情報工学一般とするものに限る																								●	△	
Ｅ２０			応用理学一般及び地質とするものに限る																	●								△	●
Ｅ２１			衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														●											△	
Ｅ２２		機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					●		△	
Ｅ２３		電気電子部門	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						●	△	
Ｅ２４		建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ２５			港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ２６			電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ２７			道路とするものに限る				○	○	○	●	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ２８			鉄道とするものに限る				○	○	○	○	●							○	○		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ２９			都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○							●	●		○	○	○	○	○			△	○
Ｅ３０			土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		●	○	○	○	○			△	●
Ｅ３１			鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	●	○	○	○			△	○
Ｅ３２			トンネルとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	●	○	○			△	○
Ｅ３３			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	○	●	○			△	○
Ｅ３４			建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	○	○	●			△	○
Ｅ３５		上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									●	●															△	
Ｅ３６		農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											●															
Ｅ３７		森林部門	森林土木とするものに限る												●													△	
Ｅ３８		水産部門	水産土木とするものに限る													●													
Ｅ３９		情報工学部門	特定なし																								●	△	
Ｅ４０		応用理学部門	地質とするものに限る																	●								△	●
Ｅ４１		衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														●											△	
Ｉ１	ＲＣＣＭ	河川､砂防及び海岸･海洋					●																					△	
Ｉ２		港湾及び空港						●																				△	
Ｉ３		電力土木							●																			△	
Ｉ４		道路								●																		△	
Ｉ５		鉄道									●																	△	
Ｉ６		上水道及び工業用水道										●																△	
Ｉ７		下水道											●															△	
Ｉ８		農業土木												●														△	
Ｉ９		森林土木													●													△	
Ｉ１０		水産土木														●												△	
Ｉ１１		造園																●										△	
Ｉ１２		都市計画及び地方計画																	●									△	
Ｉ１３		地質																		●								△	●
Ｉ１４		土質及び基礎																			●							△	●
Ｉ１５		鋼構造及びコンクリート																				●						△	
Ｉ１６		トンネル																					●					△	
Ｉ１７		施工計画、施工設備及び積算																						●				△	
Ｉ１８		建設環境																							●			△	
Ｉ１９		機械																								●		△	
Ｉ２０		電気電子																									●	△	
Ｉ２１		廃棄物															●											△	
Ｋ１	地質調査技士																											△	●
R1～R22	認定技術管理者						☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「○」は照査技術者のみなれる資格。（測量については、管理技術者のみなれる資格。）
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）及び地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

資　格　種　類　別　担　当　業　務　内　容　一　覧　表（段階６と段階５の差）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測量			土木コンサルタント																						地質調査
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査
Ａ１	測量士			●	●	●																							
Ａ２	測量士補																												
Ｅ１	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																							●		△	
Ｅ２			電気電子一般及び発送配変電、電気応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																								●	△	
Ｅ３			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																					△	
Ｅ４			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る					●																					△	
Ｅ５			建設一般及び電力土木とするものに限る						●																				△	
Ｅ６			建設一般及び道路とするものに限る							●																			△	
Ｅ７			建設一般及び鉄道とするものに限る								●																		△	
Ｅ８			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															●	●										△	
Ｅ９			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																		●								△	●
Ｅ１０			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			●							△	
Ｅ１１			建設一般及びトンネルとするものに限る																				●						△	
Ｅ１２			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					●					△	
Ｅ１３			建設一般及び建設環境とするものに限る																						●				△	
Ｅ１４			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●																	△	
Ｅ１５			上下水道一般及び下水道とするものに限る										●																△	
Ｅ１６			農業一般及び農業土木とするものに限る											●															△	
Ｅ１７			森林一般及び森林土木とするものに限る												●														△	
Ｅ１８			水産一般及び水産土木とするものに限る													●													△	
Ｅ１９			情報工学一般とするものに限る																									●	△	
Ｅ２０			応用理学一般及び地質とするものに限る																	●									△	●
Ｅ２１			衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る														●												△	
Ｅ２２		機械部門	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																							●		△	
Ｅ２３		電気電子部門	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																								●	△	
Ｅ２４		建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																					△	
Ｅ２５			港湾及び空港とするものに限る					●																					△	
Ｅ２６			電力土木とするものに限る						●																				△	
Ｅ２７			道路とするものに限る							●																			△	
Ｅ２８			鉄道とするものに限る								●																		△	
Ｅ２９			都市及び地方計画とするものに限る															●	●										△	
Ｅ３０			土質及び基礎とするものに限る																		●								△	●
Ｅ３１			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			●							△	
Ｅ３２			トンネルとするものに限る																				●						△	
Ｅ３３			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					●					△	
Ｅ３４			建設環境とするものに限る																						●				△	
Ｅ３５		上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									●	●																△	
Ｅ３６		農業部門	農業土木とするものに限る											●																
Ｅ３７		森林部門	森林土木とするものに限る												●														△	
Ｅ３８		水産部門	水産土木とするものに限る													●														
Ｅ３９		情報工学部門	特定なし																								●	△	
Ｅ４０		応用理学部門	地質とするものに限る																	●									△	●
Ｅ４１		衛生工学部門	廃棄物管理とするものに限る														●												△	
Ｉ１	ＲＣＣＭ	河川、砂防及び海岸・海洋																											△	
Ｉ２		港湾及び空港																											△	
Ｉ３		電力土木																											△	
Ｉ４		道路																											△	
Ｉ５		鉄道																											△	
Ｉ６		上水道及び工業用水道																											△	
Ｉ７		下水道																											△	
Ｉ８		農業土木																											△	
Ｉ９		森林土木																											△	
Ｉ１０		水産土木																											△	
Ｉ１１		造園																											△	
Ｉ１２		都市計画及び地方計画																											△	
Ｉ１３		地質																											△	●
Ｉ１４		土質及び基礎																											△	●
Ｉ１５		鋼構造及びコンクリート																											△	
Ｉ１６		トンネル																											△	
Ｉ１７		施工計画、施工設備及び積算																											△	
Ｉ１８		建設環境																											△	
Ｉ１９		機械																											△	
Ｉ２０		電気電子																											△	
Ｉ２１		廃棄物																											△	
Ｋ１	地質調査技士																												△	●
R1～R22	認定技術管理者						☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「○」は照査技術者のみなれる資格。（測量については、管理技術者のみなれる資格。）
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）及び地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。